

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年5月22日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成29年4月7日	左京区	北白川東久保田町	—	—	1	平成29年4月7日
		高野泉町	—	—	1	
		修学院大林町	—	—	1	
		山端大城田町	—	—	3	
	東山区	下堀詰町	—	2	—	
		清本町	—	—	2	
平成29年4月13日	中京区	壬生松原町	—	—	1	平成29年4月13日
	南区	吉祥院這登中町	1	—	—	
		吉祥院西浦町	7	—	—	
		吉祥院西ノ茶屋町	1	—	—	
		久世中久世町四丁目	3	—	—	
		久世殿城町	3	—	—	
		唐橋平垣町	—	—	1	
平成29年4月21日	北区	紫竹西北町	—	—	1	平成29年4月21日
平成29年4月26日	南区	久世大藪町	—	—	1	平成29年4月26日
		久世築山町	1	—	—	
	伏見区	羽束師菱川町	—	3	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)